

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないため公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	許可年月日
(有)清水工務店	清水 明	磐田市一言1024	(般-02) 第8346号	令和2年7月1日